

根拠

◆ 感染症法第15条（積極的疫学調査）

感染症の発生を予防し、又は発生の状況、動向、及び原因等を明らかにする。

◆ 結核に関する特定感染症予防指針（H28）（結核発生動向調査の体制等の充実強化）

国及び都道府県等は、薬剤感受性検査及び分子疫学的手法からなる病原体サーベイランスの構築に努める必要がある。

都道府県等は、結核菌が分離された全ての結核患者について、その検体又は病原体を確保し、結核菌を収集するよう努め、その検査結果を法第15条の規定に基づく積極的疫学調査に活用するほか、発生動向の把握及び、分析並びに対策の評価にも活用するよう努めるものとする。

現 状

➤ 東京都結核菌検査実施要領

1 目的

結核の集団感染疑い事例等の発生に際し、遺伝子学的方法を用いて結核菌の型別及び薬剤感受性を検査し、感染経路等の探索及び二次感染の防止等に寄与すること

2 実施対象

集団感染事例による感染が疑われる結核患者（初発患者報告対象事例含む）又は薬剤耐性が疑われる結核患者

➤ 依頼・搬入

保健所が医療機関、菌株所有機関と調整の上、健康安全研究センターに依頼し、ゆうパック等で回収

➤ 結核菌型別検査実施数

R2年度119件、H31年度164件、H30年度140件
（参考）R2年肺結核培養陽性患者数：956人

➤ 検査結果の還元

- ・ 依頼保健所に成績書を送付
- ・ 一致した菌株があり、関連性が疑われる場合には、健康安全研究センターから依頼保健所に口頭で連絡し、必要時追加調査と行動調査票の提出依頼
- ・ 令和3年度は、結核予防講演会「結核の分子疫学調査～VNTR法検査の活用について～」において保健所職員へ実績を報告

課 題

- 目的、対象が限られているため、結核菌データベースの構築や新たな感染経路の発見等の活用が不十分
- 依頼、搬入に保健所の手間がかかる。医療機関によっては、保健所が依頼をしても提供を断られることがある。（プラン2018保健所アンケートより）
- 検査結果の保健所への還元機会が少なく、結果の活用が不十分
- 保健所職員や事業に関わる職員の経験や知識、業務量によって、検査依頼数が左右される。
- 全株収集に向けて、検査に関わる体制の確保

今後の方針

- 実施要領の改訂
 - ・ 感染症法第15条を根拠に、目的、対象を拡大
 - ・ 保健所へ一致株情報の提供をできるように成績書等の改定
- 依頼、搬入方法の検討
- 検査結果の還元として、年間報告書の作成と公開
- 保健所や医療機関に講演会等で結核菌検査について周知
- 分子疫学に関する検討会の開催